

令和5年4月

入札参加者各位

太子町

令和5年4月からの入札・契約制度の改正について

入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指し、以下のとおり入札・契約制度の改正を行いました。

記

1 見積設計単価等の見積参考図書への明示（試行）について

入札参加者等の適正・迅速な工事費の見積りに供するため、一部の工事において、見積設計単価等を見積参考図書に明示することとします。

対象工事：令和5年4月1日以降に公告・通知する土木工事

明示する単価：見積及び特別単価調査により設定する設計単価

※入札公告時の公表は設計単価のみとし、見積先は公表しません。

※物価資料により設定した設計単価は、引き続き非公表とします。

明示の方法：見積参考図書に別添の積算参考資料を添付する。

2 工事費積算内訳書の事前提出について

一部の工事において、入札に参加する条件として、入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書の提出を求めることとします。

対象工事：令和5年4月1日以降に公告・通知する土木工事のうち町長が必要と認めるもの。

提出方法等：開札日の2日前の正午までに財政課へ持参またはメールにより提出

留意事項：・町が事前に作成している金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

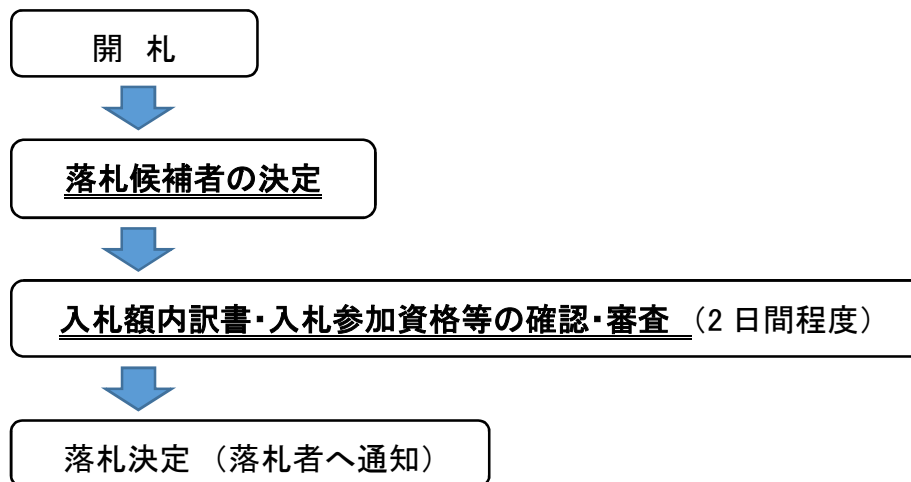
・入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書の合計と入札額は、必ずしも一致させる必要はありません。

・期限までに提出しない入札参加者による入札は無効とします。

・自己積算していない、または、他者に自らの積算の内容等を漏らした入札参加者による入札は無効とします。

3 落札保留および事後審査型入札の導入について

令和5年4月1日以降に公告・通知する土木工事の入札で、町長が必要と認めるものは、開札後、落札を保留（落札候補者を決定）し、提出された入札額の内訳および入札参加資格等を確認、審査した後、落札決定することとします。



4 公表用金入り設計書の閲覧について

入札が成立した土木工事について、開札後、公表用金入り設計書を閲覧に供します。

対象工事：令和5年4月1日以降に公告・通知する土木工事
公表内容：当初金入り設計書のうち積算内訳書以上（数量計算書、図面等は対象外）
閲覧場所：行政棟2階 行政ギャラリー（自由閲覧用のファイルを設置）

5 前払金及び中間前払金の上限額撤廃について

令和5年4月1日以降に締結する契約において、前払金及び中間前払金の上限額を撤廃することとします。

	前払金	中間前払金
～令和5年3月31日	請負金額の4/10以内 (<u>限度額1億円</u>)	請負金額の2/10以内 (<u>限度額5,000万円</u>)
令和5年4月1日～	請負金額の4/10以内 (<u>限度額なし</u>)	請負金額の2/10以内 (<u>限度額なし</u>)

